

横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託仕様書（案）

1. 業務名称

横芝光町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年1月20日

3. 業務の目的

本町の再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し「横芝光町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することで、本町、事業者、住民の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組み、2050年脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

4. 業務内容

本業務委託は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の内容に準拠し、本町の状況を踏まえ実施するものとする。

（1）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必要な計画をたて、業務計画書を提出すること。

（2）基本的事項の整理・検討

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理・検討する。その際、以下2項目は整理の上、整合をはかること。

①国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数の課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

②上位・関連計画の整理

本町の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エ

エネルギー（太陽光発電、中小水力発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱等）の導入に関連する施策の整理・分類を行う。

(3) 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本町の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。

収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

- ・自然条件：地勢概要、気象、植生等
- ・経済的条件：事業所・就業者数の状況、各産業の動向等
- ・社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等

(4) 地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

① 地域の温室効果ガス排出量の把握

地域の温室効果ガス排出量の現状について調査し、本町の地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能な部門・分野における排出量を推計する。

推計手法については、受託者の提案に基づき本町担当課と検討の上決定することとするが、本町の地域特性に合わせた推計手法を提案すること。

② 温室効果ガス排出量の将来推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年、2050年における温室効果ガスの排出量の推移を推計する。

その際は、原則複数パターンで推計するものとする。なお、必ず、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」における「現状趨勢(BAU)ケース」を含む2つ以上のパターンを提案すること。

(5) 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

再生可能エネルギー（太陽光発電（建物系、土地系）設備、中小水力発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備、太陽熱利

用システム等)全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。賦存量と利用可能量は、再生可能エネルギーの種類ごとに整理する。

(6) アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

前述(4)から(5)の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法(WEBやSNS等)を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。

調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。

アンケート調査における、受託者と自治体の分担表(案)を以下に示す。下記を基に、受託者と自治体で協議の上、分担を決定する。

(7) 地域特性・課題の分析

前述(2)から(6)の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

(8) 2050年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

前述(2)から(7)の結果を踏まえ、2050年のカーボンニュートラルという目標を達成した状態として、本町の将来像を描く。将来像は、カーボンニュートラルだけでなく地域課題の同時解決を図るよう、社会経済や脱炭素対策に関連する項目を定性的に描く。

(9) 温室効果ガス排出量削減目標の設定と、目標を踏まえた地域の再生可能エネルギー導入目標の策定

上記将来像を踏まえて、2030年、2050年における温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

また、その目標と、地域の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

(10) 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。

(11) 計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

(12) 横芝光町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書原案及び計画書原案の概要版を作成する。

また、区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。

なお、計画書原案及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

(13) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

(14) 会議等開催支援

本町では、本業務実施に当たり、本計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、地域内のステークホルダーを含む体制として「ゼロカーボン検討委員会」（仮称）を2回程度開催する予定である。

受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

(15) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

4. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 電子データ（CD-R等） 1式

- ・業務報告書
- ・横芝光町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案概要版
- ・横芝光町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）原案

・その他、関連資料

5. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、横芝光町個人情報保護法を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務は、環境省補助事業である令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。